

(案)

# 江別市自治基本条例検討委員会

## 提 言 書

令和7年3月〇〇日

江別市自治基本条例検討委員会

# 目 次

1	はじめに	1
2	検討結果	2
	(1) 条例の見直しの必要性について	2
	(2) 取組について	
	①信託【第1条、第9条～11条関連】	2
	②条例の位置付け図【第5条関連】	2
	③市民の責務【第7条関連】	3
	④事業者の範囲【第8条関連】	3
	⑤議会の情報発信【第9条関連】	3
	⑥職員の意識の向上【第12条、第24条関連】	3
	⑦危機管理・防災【第17条関連】	3
	⑧情報共有【第21条関連】	4
	⑨情報公開【第22条関連】	4
	⑩個人情報の保護【第23条関連】	4
	⑪市民参加の捉え方【第24条関連】	4
	⑫市民参加の手続き【第24条関連】	4
	⑬市民参加・市民協働の認知度【第24条、第25条関連】	5
	⑭市民協働に関する条例の制定【第25条関連】	5
	⑮他の自治体等との連携及び協力【第27条関連】	5
3	検討経過等	6
	(1) 自治基本条例検討委員会の設置	6
	(2) 自治基本条例アンケートの実施	7
	(3) 自治基本条例検討委員会 審議の概要	33

# 1 はじめに

江別市は、野幌原始林や石狩川などの豊かで雄大な自然に恵まれており、これまで農業や商工業を基幹産業として発展を遂げてきました。市制70周年を迎え、道内第7位の人口を擁する都市に成長した一方で、今後は、人口減少や少子高齢化など社会経済の大きな変革期を迎えることが見込まれています。えべつ未来づくりビジョン（第7次江別市総合計画）に基づき、持続可能なまちを形成するためには、市内に立地する4大学・1短大、周辺市町村との連携ネットワークなど、他市にはない独自のまちづくり基盤を活かした自治が求められています。

江別市自治基本条例は、市民自治を進めるための理念や基本的なルールを定める条例として、平成21年7月1日に施行されました。この条例の目的は、行政と市民が互いに尊重し、市民がまちづくりに参加・協働しながらより良い自治を実現することです。

条例の施行から16年目を迎えた令和6年5月、条例第29条に基づき、学識経験者、地域市民団体の代表、公募市民の計8名で構成する「江別市自治基本条例検討委員会」が設置されました。当委員会では、条例が江別市の最高規範であることを改めて確認した後、条例に規定する事項の現状と課題を一つひとつ点検し、条例の妥当性や市民参加・市民協働のあり方、まちづくり施策などの視点から検証を行いました。

条例の認知や情報の共有・発信などについては改善に向けた取組が必要ですが、これまで江別市において市民参加や市民協働の取組が充実してきたことは、高く評価することができます。

今回の検討で重要な資料となったのは、江別市が令和6年5月に実施したアンケート調査です。市民の方々からいただいた、数多くの貴重なご意見に改めて感謝を申し上げます。

本提言書が、江別市における市民自治の推進に役立てられ、条例の基本理念や基本原則の実現に向けた行政運営の一助となるよう期待します。

令和7年3月

江別市自治基本条例検討委員会  
委員長 藤本 直樹

## 2 検討結果

### (1) 条例の見直しの必要性について

「江別市自治基本条例（平成21年7月1日条例第22号）」は、地方分権一括法を契機とした地方への権限移譲や自治意識の高まりなどを背景として、平成17年から、市民主体の懇話会や意見交換会において検討を重ねるとともに、学識経験者等からなる審査委員会の議論や意見公募を通じて、多くの市民の意見を反映して策定が進められ、平成21年7月に施行されました。

自治基本条例は、市民一人ひとりが自ら考え行動する“市民自治”によるまちづくりを実現することを目的として、そのための基本理念や基本原則などを定めた、江別市の最高規範として位置付けられています。

また、条例が時代の要請や社会情勢の変化に対応して、所期の目的を達成しているかどうかを検証するため、施行から4年を越えない期間ごとに、条文の規定について検討し、その結果に基づいて見直しを行うこととしています。

条例の施行から16年目を迎える令和6年5月、本委員会が設置され、通算で4回目となる自治基本条例の検討を行いました。

検討にあたっては、市民1,500人を対象としたアンケート調査を行い、条例に対する市民意識、浸透度などを測るとともに、各条項に関連した、市や市議会、市民団体の取組等を参考に、委員間での議論を重ねてきたところです。

その結果、自治基本条例の各条項、条文は、市民自治によるまちづくりの規範として適切に表現されており、現時点における変更、修正の必要はないとの結論に至りました。

そのうえで、自治基本条例に基づいてより良いまちづくりを進めるために、関連す制度の運用面の改善や取組の充実などについて、次のとおり提言します。

### (2) 取組について

#### ①信託【第1条、第9条～11条関連】

「江別市自治基本条例」第1条及び第9条、第10条、第11条の各条文における「信託」については、それぞれの条文によって、異なる意味で使用されているため、「江別市自治基本条例 条文と解説」において、各条文における「信託」の意図が明確となるように工夫を行う必要がある。

#### ②条例の位置付け図【第5条関連】

令和2年（条例施行から3回目の検討）に設置された自治基本条例検討委員会からの提言を受けて、「江別市自治基本条例 条文と解説」の冒頭に追記された、条例の法的位置づけを示した体系図について、自治基本条例が江別市の最高規範であることや、憲法や法律との関係性などが一見して伝わるように、さらなる工夫を行う必要がある。

### ③市民の責務【第7条関連】

「江別市自治基本条例 条文と解説」における第7条の解説中、“地方分権の時代を迎え”という記載については、国の第一次地方分権改革から30年以上が経過した現在では違和感があり、また、一つの文章の中に複数の主語が存在するなど、分かりにくい構成となっているため、解説文を見直す必要がある。

### ④事業者の範囲【第8条関連】

自治基本条例第2条では、“市民”の定義を定め、その中に市内で事業活動を行う者として事業者を含めている。また、第7条では、“市民”の責務を定めている。

さらに、第8条では“事業者の責務”を定めており、事業者には、市民としての責務と事業者としての責務があると解釈できるが、このことは、条例制定時の議論、また、企業の社会的責任、地域貢献の意義を反映したものと理解できる。

このような、自治基本条例において事業者の責務に関する条項を設けた意図が伝わるように、「江別市自治基本条例 条文と解説」に条文を設置した理由や事業者の範囲に関する記載を加えることが望ましい。

### ⑤議会の情報発信【第9条関連】

江別市議会では、開かれた議会を実現するために、「市議会だより」の発行や本会議の動画配信、市民との意見交換の場となる「市民と議会の集い」の開催などが進められており、このことは、自治基本条例に掲げる“情報共有の原則”に適切であることから、引き続き、こうした取組を進めるとともに、市民への積極的な情報発信を期待する。

### ⑥職員の意識の向上【第12条、第24条関連】

市民自治によるまちづくりの実現に向けては、職員一人ひとりが自治基本条例の理解を深め、役割と責務を果たすことが重要であり、中でも、市民参加の推進のためには、附属機関等の設置や意見公募（パブリックコメント）をはじめとする個別の手法についての知見が求められる。

このため、自治基本条例の職員への周知のほか、附属機関等の設置にあたっては、目的に合った委員構成となるように適切な検討を行うなど、職員の意識及び能力の向上に継続して努める必要がある。

### ⑦危機管理・防災【第17条関連】

地球温暖化による異常気象や全国各地で発生している大雨、地震などによる災害の状況から、大規模災害に対する備えの重要性が高まっていると考えられるため、市民への情報提供や体制整備、市民の防災意識の向上や配慮が必要な方への支援などの取組について、引き続き、自治会等との連携や緊急時の情報発信、出前講座での周知啓発に努めることを望む。

## ⑧情報共有【第21条関連】

本委員会における検討のために実施した「自治基本条例アンケート」の結果から、ホームページやSNS等のデジタルツールから情報を収集する市民が増えている一方、紙媒体である広報誌が多くの市民にとって主要な情報源となっていることが確認された。

このことから、現在は、デジタル化へ向かう過渡期にあって、当面は紙媒体とデジタルの両輪で情報提供を行っていく必要があるため、SNS等を活用して、求める人に応じた効果的な情報提供を行うほか、広報誌の配置場所の周知など、多くの人に情報が伝わるような取組に努めることを期待する。

## ⑨情報公開【第22条関連】

情報公開制度は、市民の知る権利を尊重し、行政の透明性を確保するための重要な仕組みであることから、市民が制度を理解し、必要な時に利用できるよう、わかりやすい周知に努める必要がある。

## ⑩個人情報の保護【第23条関連】

「個人情報の保護に関する法律」の制定、改正により、個人情報の保護に関する取組が進展し、一定程度、制度として有効に機能しているものと評価できるが、デジタル化が進む社会状況を踏まえると、引き続きセキュリティ対策など、市民が安心できるよう十分な対応に努める必要がある。

## ⑪市民参加の捉え方【第24条関連】

“市民参加”については、法令等で規定されるような一般的な定義がなく、様々な意味に捉えることもできる。

一方で、江別市自治基本条例では、政策の立案や実施、評価の段階において、市民が市政に参加するとの意味で用いられ、これに基づいて、附属機関等の設置や意見公募（パブリックコメント）などの市民参加の手法が実施されることが想定されていることから、このことが明確に伝わるような記載を「江別市自治基本条例 条文と解説」に加える必要がある。

## ⑫市民参加の手続き【第24条関連】

自治基本条例制定後、附属機関等をはじめとする市民参加の機会は拡充されてきていることから、その情報がよりわかりやすく市民に伝わることが重要である。

また、本委員会では、検討のための「自治基本条例アンケート」の実施に際し、より多くの回答が得られるように、レイアウトや文面に対する議論を行い、Webによる回答を取り入れたところであるが、こうした例も参考に、附属機関等の委員公募における要件をわかりやすく提示するなど、引き続き、市民がより参加しやすくなる工夫に努めることを期待する。

### ⑬市民参加・市民協働の認知度【第24条、第25条関連】

本委員会における検討のために実施した「自治基本条例アンケート」の結果から、令和2年に設置された自治基本条例検討委員会からの提言を受けて作成した、パンフレット等を用いた周知啓発の効果は一定程度評価できる一方、自治基本条例や「江別市市民参加条例」の認知度はいまだ十分とは言えない状況にある。

また、“協働”という概念について、「市民活動センター・あい」の利用者が増えるなど、具体的な活動や情報は広まりつつある一方、自治会活動をはじめ、“協働”と意識せずに、活動に参加していることも多いものと考えられる。

市民参加、市民協働の概念と実際の活動との関連付けにも配慮のうえ、引き続き、パンフレットや広報誌、SNS等を活用して、周知啓発に取り組む必要がある。

### ⑭市民協働に関する条例の制定【第25条関連】

本委員会における検討のために実施した「自治基本条例アンケート」の結果から、市民協働に対する意識や理解が十分に浸透しないものと判断されることから、市民協働に関する条例を制定する時期に達しているとは言い難い。

引き続き、自治基本条例の周知啓発に努め、協働条例に対する機運の高まりを確認したうえで、改めて条例の制定の必要性について検討すべきである。

### ⑮他の自治体等との連携及び協力【第27条関連】

江別市の区域を越えて、広域的に対処すべきまちづくりの課題を解決するため、市では、災害時の職員派遣や健康、医療分野などについて他自治体との連携が進められている。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響などから、中断した取組もみられるが、広域的な課題の解決につながるよう、引き続き、他の自治体等との連携・協力が推進されることを期待する。

### 3 検討経過等

「江別市自治基本条例」の施行から16年目を迎えた令和6年5月、条例の規定に基づいて各条文等の検討を行う附属機関として「江別市自治基本条例検討委員会」が設置されました。

当委員会では、検討のために実施した市民アンケートや条例に関する市の取組などを参考に、7回の会議を開催し、すべての条項について審議を行いました。

審議の中では、自治基本条例が目指す“市民自治”の実現に向けた、市民や市の取組、まちづくりの課題や評価についての議論を重ね、その結果は、提言書として江別市長へ提出しました。

#### (1) 自治基本条例検討委員会の開催

##### ①委員会開催状況

- ・ 第1回 令和6年 5月10日
  - ・ 委員長、副委員長の選出
  - ・ 委員会設置の趣旨と今後の進め方
  - ・ 自治基本条例アンケート（案）
  - ・ 提言書を踏まえた市の取組
- ・ 第2回 令和6年 7月12日
  - ・ 各章・各条項の現状評価と課題について（前文、第1章、第2章、第3章）
- ・ 第3回 令和6年 8月27日
  - ・ 条例の認知度について
  - ・ 各章・各条項の現状評価と課題について（第4章、第5章、第6章）
- ・ 第4回 令和6年10月 2日
  - ・ 各章・各条項の現状評価と課題について（第7章）
- ・ 第5回 令和6年11月11日
  - ・ 各章・各条項の現状評価と課題について（第8章、第9章、第10章、第11章）
  - ・ これまでの検討結果の確認について
- ・ 第6回 令和6年12月23日
  - ・ これまでの検討結果の確認と提言について（提言書の概要、骨子案の検討）
- ・ 第7回 令和7年 1月22日
  - ・ 提言書（案）についての検討

②委員名簿（任期：令和6年5月10日～令和7年3月）

職	氏名	職業等
委員長	藤本 直樹	北海道情報大学経営情報学部教授
副委員長	星 優子	NPO法人えべつ協働ねっとわーく理事
委員	石垣 巧	江別市自治会連絡協議会理事
委員	小内 純子	札幌学院大学法学部法律学科教授
委員	工藤 多希子	江別市女性団体協議会会長
委員	中井 和夫	公募市民
委員	成田 騎信	札幌弁護士会弁護士
委員	本間 燦爾	公募市民

※委員長、副委員長以外は50音順  
職業等は委嘱時点のもの

## （2）自治基本条例アンケートの実施

自治基本条例検討委員会における検討が、市民目線に近いものとなるように、条例の認知度や、条例に定める市民自治の基本原則などの項目を設けたアンケート調査を実施しました。

アンケートの実施にあたっては、より多くの回答が得られるよう、質疑項目やレイアウトを工夫するとともに、Webによる回答方式も取り入れました。

- 【1】実施期間：令和6年5月27日～6月21日
- 【2】対象：江別市に在住の満18歳以上の市民1,500人
- 【3】抽出方法：令和6年4月1日時点の住民基本台帳より、全人口に占める地区別（江別・野幌・大麻）、男女別、年齢階層別の人口比率に応じて1,500人を無作為抽出
- 【4】回答者数：553人
- 【5】回答率：36.9%  
※うちWebでの回答者数：122人（全体の22%の回答率）
- 【6】内容（結果）：8ページ以降を参照ください。

以下、アンケートの詳細ほか

(3) 自治基本条例検討委員会 審議の概要

を添付予定